

富岡町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン

令和7年7月策定
令和8年4月改訂

富岡町 企画課

目次

第1章 総則	1
1. 本ガイドラインの目的	1
2. 本ガイドラインにおける用語の定義	1
3. 対象地域	2
4. 適用対象	2
第2章 適切な事業実施のために必要な措置	3
第1節 <事業計画>	3
1. 事前協議及び関係法令に係る手続等の報告	3
2. 地域住民等への説明会の実施	4
3. 太陽光発電設備の設置等届の提出	5
第2節 <設備の設置等完了・廃止>	6
第3節 <報告及び立入確認等>	6
参考 手続きのフロー図	7
参考 関係するガイドライン等	8

第1章 総則

1. 本ガイドラインの目的

国は、異常気象が地球温暖化による気温上昇に起因すると考えていることから、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図ることとしている。

また、「国内の温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする（カーボンニュートラル）」ことを掲げ、エネルギー基本計画に基づき様々な施策を推進しており、再生可能エネルギーの導入量は増加している。

一方、多様な事業規模の事業者等が新規参入することにより、安全性の確保、防災・環境・景観への影響、廃棄等に対する地域住民の懸念が高まっている。

これらのことから、本ガイドラインにおいて、太陽光発電設備の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）に際し、事業内容を事業計画時点で明らかにし、配慮すべき事項を示すことに加え、事業者が地域住民へ適切な情報提供を行い、太陽光発電事業の実施により生じ得る地域住民への影響や懸念に対応することで、太陽光発電事業に対する理解を促進し、国のエネルギー基本計画の推進と地域環境との調和を図りながら、安全で安心なまちづくりの推進を目指すことを目的とする。

2. 本ガイドラインにおける用語の定義

(1) 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備であり、定格出力10kW以上のものをいう。ただし、設置者の事業所等と併設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置されるもの）されるもので、主に自家消費を目的とするものを除く。

(2) 事業者

太陽光発電設備を設置等する者及び発電事業を行う者をいう。

(3) 事業区域

太陽光発電事業に供する土地の区域をいう。

(4) 近隣住民等

太陽光発電設備の設置が計画される区域が影響を及ぼす近隣（事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が300mの範囲に含まれる行政区）の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する行政区等の代表者をいう。

(5) 事業計画時点

太陽光発電設備の設置等を計画している段階（事業概要が明らかになった時点）のことをいう。

3. 対象地域

当ガイドラインの対象地域は、富岡町全域とする。

4. 適用対象

次に掲げる事項の全てにおいて該当する事業を適用対象とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 出力が10kW以上の太陽光発電設備② 設置者の事業所等と併設されておらず、自家消費を目的としないもの |
|---|

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

本章では、太陽光発電事業者が太陽光発電事業を実施する際に、遵守すべき事項及び推奨される事項について整理する。

第1節 <事業計画>

1. 事前協議及び関係法令に係る手続等の報告

町内において太陽光発電事業を行う際に「太陽光発電設備の設置に係る事前協議及び関係法令手続状況調書（様式1）」を町に提出し、町関係機関及び関係行政機関等と事前協議を行うように努めること。

また、事業の計画、実施及び関係法令の手続において、次に掲げる遵守事項に配慮するよう努めること。

- ① 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止に配慮すること。
- ② 自然景観や歴史景観等を阻害しないよう配慮するとともに、周囲の景観との調和を図ること。
- ③ 太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱反射光等に十分配慮すること。
- ④ 事業区域内に事業関係者以外の者が容易に立入ることがないように、フェンスを設置する等の立入防止策を講じること。
- ⑤ 太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先、その他必要な事項を明示した管理看板を事業区域内の見えやすい場所に設置すること。なお、事業区域が広範囲になる場合等においては、管理看板を容易に確認できる範囲ごとに設置すること。
- ⑥ 太陽光発電設備の稼働に起因して、苦情等が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
- ⑦ 事業区域内から周辺環境への影響がないよう除草や清掃等を実施し、適切に管理すること。
- ⑧ 水路又は農道に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合、近隣農地の営農に支障が生じないように必要な措置を講じるとともに、事前に水利権利者及び隣接農地の営農者等と協議を行うこと。

- ⑨ 自然災害、その他の事由により太陽光発電設備が破損等のおそれが生じた場合、直ちに発電等の状況を確認したうえで、速やかに現地を確認し、設備の損壊、飛散、感電等のおそれがないことを確認すること。
- ⑩ 太陽光発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、町及び近隣住民等へ速やかに連絡すること。
- ⑪ 太陽光発電設備が破損等した場合、被害を最小限にとどめるとともに、安全対策を講じたうえで法令等に基づき復旧又は撤去を行うこと。
- ⑫ 地権者又は近隣住民等と太陽光発電設備を撤去した後の土地について原状回復に関する合意がある場合は、雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止等の対策を講じ、国等が策定したガイドラインに基づき、適正に原状回復措置を行うこと。
- ⑬ 施設を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等において適正に対処すること。
- ⑭ 事業を承継する場合は、把握している若しくは予想される管理運営及び廃止等の条件について責任をもって承継すること。
- ⑮ その他、国等が策したガイドラインに準拠し事業を行うこと。

2. 地域住民等への説明会の実施

事業者は、「太陽光発電設備の設置に係る事前協議及び関係法令手続状況調書（様式1）」による報告を行った後、資源エネルギー庁が策定するガイドライン等に基づき、行政区及び近隣住民等に対して事業の施行等について次に掲げる事項に配慮し、説明会等を行うように努めること。

ただし、事業による影響が軽微で町長が説明会等を要しないと判断するときはこの限りではない。

- ① 事業者は、資源エネルギー庁が策定する「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に添付されている様式（付録1）を町長へ提出すること。その際に、予定する説明会の配布資料、実施場所や近隣地域の住民の範囲が分かる地図等を添付すること。

- ② 事業者は、近隣住民等の無用な混乱や反対活動の誘発を防ぐことが重要であることから、説明会等を行う前に太陽光発電設備の設置等に着手しないこと。
- ③ 事業者は、説明会等により行政区及び近隣住民等の理解を得ること。
- ④ 町は必要がある場合、行政区及び近隣住民等の意見を聴くものとする。

3. 太陽光発電設備の設置等届の提出

太陽光発電設備の設置等の届出において、次に掲げる事項に配慮するように努めること。

- ① 事業者は、太陽光発電設備の設置等に着手する前に、次に掲げる書類（以下「届出書等」という。）を町に提出し、事前協議を行うこと。
 - ア) 太陽光発電設備に係る設置等届出書（様式 2）
 - イ) 事業計画書（様式 3）
 - ウ) 事業区域等状況調書（様式 4）
 - エ) 事業区域の位置を示す位置図
 - オ) 太陽光発電設備の施工図
 - カ) 事業区域内の土地の図面（写し可）
 - キ) 事業区域内の土地の登記事項証明書
 - ク) 現況写真
 - ケ) 近隣住民等説明報告書（様式 5）
 - コ) 近隣住民等の範囲図
 - サ) 戸別訪問先名簿（様式 6）※戸別訪問を実施した場合
 - シ) 説明会等配付資料
 - ス) その他、町が必要と認める書類
- ② 届出書等に係る事項の変更、廃止、譲渡又は承継しようとする場合、「太陽光発電設備変更（中止）等届出書（様式 7）」を町へ提出し、協議を行うこと。
- ③ 事業者から町へ届出書等の提出があった場合、「受理通知書（様式 8）」を事業者に送付する。
- ④ 町は、自然環境等の保全、災害の防止その他、本ガイドラインの施行に関し、次に掲げる事項において必要がある場合、事業者に対して、意見又は

助言を付すものとする。なお、意見又は助言は「意見・助言書（様式 11）」によるものとする。

ア) 事業者が、届出書等を提出せずに事業を実施した場合

イ) 事業者が、太陽光発電設備の適正な管理を怠り、事業区域の内外に被害を与えた場合又は被害を与えるおそれがある場合

ウ) 事業者が、自然環境及び景観等の保全又は災害の防止に重大な影響を及ぼすおそれのある場合

エ) 事業者が、第3節に基づく要請に応じなかった場合、若しくはそれに疑義が生じる場合

オ) その他、町が必要と判断した場合

- ⑤ 事業者は、「受理通知書（様式 8）」を収受した後に、太陽光発電設備の設置等の工事に着手すること。なお、受理通知書に付されている意見がある場合、意見の内容に配慮した上で着手すること。

第2節 <設備の設置等完了・廃止>

太陽光発電設備の設置等の完了時や廃止時において、次に掲げる事項に配慮するように努めること。

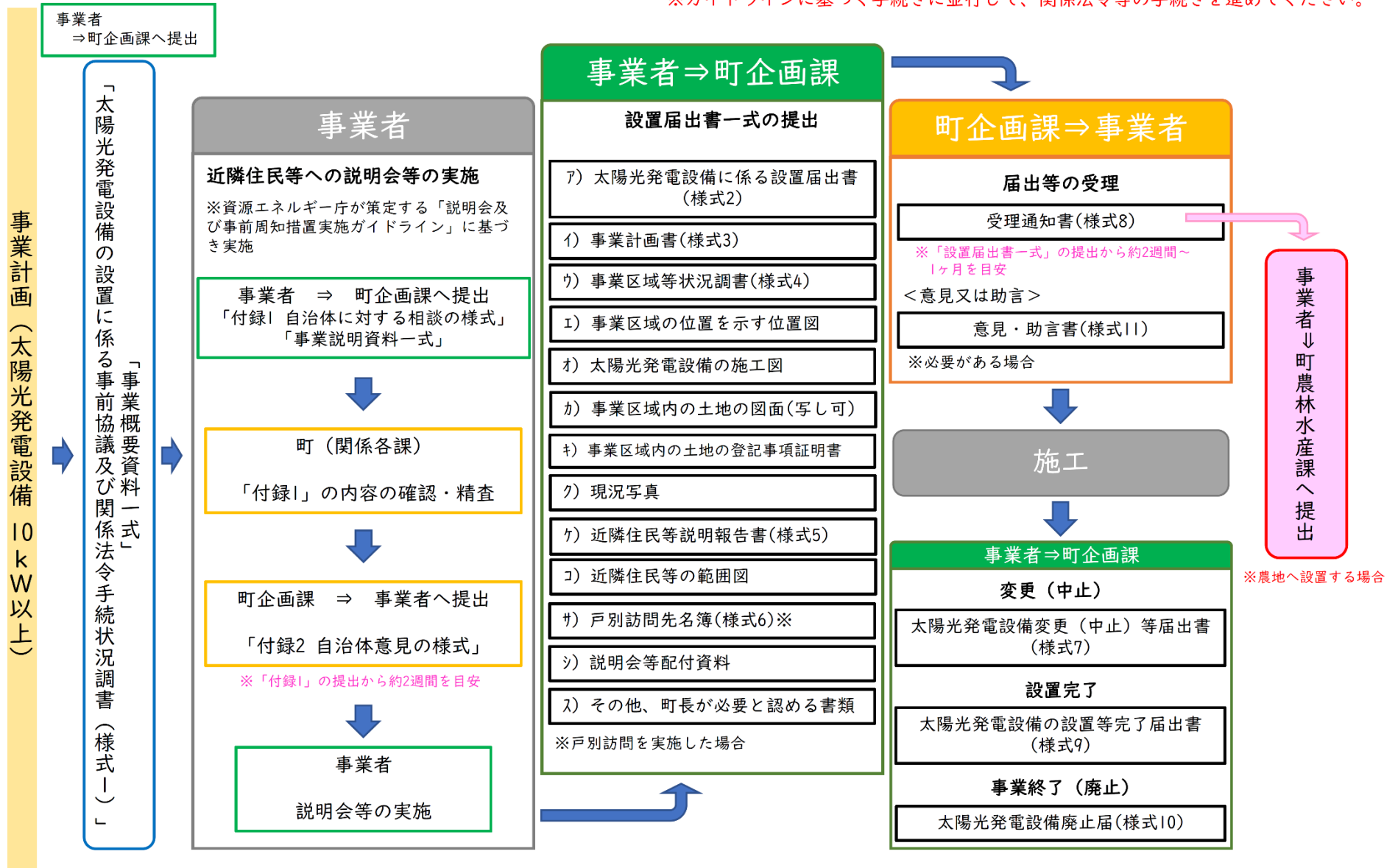
- ① 事業者は、太陽光発電設備の設置等が完了したときは、「太陽光発電設備の設置等完了届出書（様式 9）」を町に提出すること。
- ② 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、「太陽光発電設備廃止届出書（様式 10）」を町に提出すること。

第3節 <報告及び立入確認等>

町は、本ガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出、町による事業区域の立入確認、又はその両方を求める場合がある。なお、太陽光発電設備の設置後及び廃止後における確認等の場合も同様とする。

富岡町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインに基づくフロー

※ガイドラインに基づく手続きに並行して、関係法令等の手続きを進めてください。



参考 関係するガイドライン等

事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)	資源エネルギー庁	2017年策定
太陽光発電システム保守点検ガイドライン (2019年改訂版)	一般社団法人 日本電機工業会 一般社団法人 太陽光発電協会	2019年策定
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境省	2020年策定
廃棄等費用積立ガイドライン	資源エネルギー庁	2021年策定
太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン	環境省	2021年策定
営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2023年策定
傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2023年策定
水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2023年策定
壁面設置太陽光発電システム 設計・施工ガイドライン 2023年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2023年策定
地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2024年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2024年策定
説明会及び事前周知措置実施ガイドライン	資源エネルギー庁	2024年策定
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン	環境省	2024年策定